平成２９年（フ）第２８０号
札幌市白石区栄通６丁目16番20号　プラザイン白石202号
債務者　鈴木真理子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５０号
札幌市西区琴似３条４丁目３番11号　コーポカトレア203号
債務者　藤川　淳子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６８号
札幌市豊平区豊平１条３丁目１番33―206号
債務者　今井　有紗（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７４号
札幌市東区北17条東３丁目１番20―401号
債務者　柳本　憲一
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８７号
札幌市清田区平岡６条３丁目１番20―206号
債務者　鈴木二三夫
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８８号
札幌市清田区平岡６条３丁目１番20―206号　鈴木二三夫方
債務者　渡邊　律子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０４号
札幌市手稲区稲穂３条６丁目８番15号　フィガロ稲穂206号
債務者　伊藤　康之
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３３号
札幌市北区北30条西13丁目１番12―102号
債務者　藤田　則由
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０号
釧路市若松町３番８号
債務者　荒井　敏顕
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
山形県酒田市富士見町１丁目６番地の14
債務者　梅津　　薫
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第３６号
群馬県前橋市江田町291番地１　小野里マンション　109号
債務者　田中　和之
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５７号
群馬県渋川市川島1369番地
債務者　鈴木　浩史
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４８号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2235番地　坂の下ソシア202
債務者　江田　伸之
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５３号
静岡県三島市谷田（小山押切）1253番地の12　ベアテスＰＴＭⅡ204、前住所静岡県駿東郡清水町畑中４番地の12　エクセルスノー102
債務者　荒居　政志
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
三重県松阪市柚原町357番地３、旧住所富山県魚津市坪野505番地，富山県魚津市仏田3700番地19
債務者　峯田　義美
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第７号
京都市西京区大枝東新林町１丁目１番地14棟106号
債務者　今村　陽子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
京都市伏見区横大路下三栖山殿５番地137
債務者　田中亜由美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係